

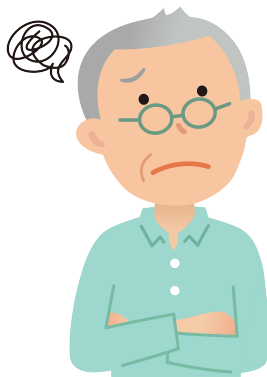
自治会非加入を理由に ゴミ捨て場の利用を禁止された裁判の概要

夫妻



非加入の住民は
利用禁止。ゴミ捨て場の
所有権は自治会にある。

所有権の乱用。
自治会に入っていないなくても
利用する権利がある。



利用を認めれば
会費を払っている住民と
不公平が生じる。

ごみが出せなくなり
多大な精神的苦痛を
被っている。

自治会



争点と裁判所の判断

争点	一審・神戸地裁	二審・大阪高裁
夫妻がゴミ捨て場を 利用する権利	ある	ない
自治会の対応	違法	違法

※双方ともに上告している。

自治会は総会を開いてゴミ捨て場に関するルールが決まっていた。

- ・自治会の役員や掃除当番を負担する住民の年会費は 3,600 円
- ・掃除当番などを担わない住民は「準自治会員」として年会費 10,000 円
- ・会費を払わない非自治会員はゴミ捨て場の利用禁止

町内会は役員の高齢化、担い手不足の傾向にあり、今後、地域活力の低下が危惧される中、地域コミュニティの中核である町内会を維持し、活動を活性化していくため、令和5年4月に「札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例」が施行されました。

地域住民や事業者などと協力し合いながら、暮らしやすいまちづくりに取り組んでいる町内会が、これからも活動を続け活性化していくために、札幌市では町内会活動の活性化や負担の軽減などにつながるさまざまな施策（支援策）を実施しておりますので、その状況をご報告いたします。

札幌市では、7つのテーマに基づいて町内会の支援策を実施しています

条例制定に向けた意見交換等の際に町内会からいただいたご意見を集約して設定した7つのテーマに基づいて支援策を実施しています。今後、支援策の策定・実施に当たっては、毎年度、札幌市の関連部局が連携して、内容の見直しや新たな支援策の検討を行い、状況やニーズに応じて、必要な取組を実施してまいります。

町内会加入促進支援・町内会活性化支援施策の充実

- ✓ 建築確認申請時に民間指定検査機関から建築主等に対して加入に関するチラシ配布を開始しました。
- ✓ SNS広告、Web広告、TVCMなどによる加入促進に向けたPRを実施しています。
- ✓ 地域でのボランティア活動中の賠償責任等を補償対象とする「札幌市地域活動保険制度」を開始しました。
- ✓ 住民組織助成金の増額を実施しました。
※1世帯当たり、単位町内会130円→260円、連合町内会100円→120円に増額
- ✓ 町内会のデジタル活用に係る環境整備費用の助成、町内会デジタル化出前講座を実施しています。
- ✓ 町内会と不動産事業者との相互理解・連携を促進するためのパンフレットの作成等の取組を検討しています。

ごみステーション管理の負担軽減

- ✓ ごみステーションの設置に関する要綱を改定し、全ての共同住宅に対し、専用ごみステーションの設置に係る努力義務規定を設けました。
- ✓ ごみステーション管理機材等助成の限度額の引き上げや町内会が敷地内に共用のごみステーションを設置する際の助成率を2分の1から4分の3に、限度額を50,000円から75,000円に引き上げを実施しました。

パートナーシップ排雪の負担軽減

- ✓ 従来の排雪断面に加え、地域支払額が7割程度となる排雪断面を設定した選択制を継続実施しています。

私設街路灯の負担軽減

- ✓ 私設街路灯の撤去費補助を開始しました。※1灯当たり補助上限17,000円
- ✓ 市道上の私設街路灯の市への引継ぎを推進しています。

自主防災活動への支援充実

- ✓ 防災資機材の保管場所として市有地等のさらなる活用を検討しています。

市職員が町内会活動に参加・協力しやすい環境づくり

- ✓ 町内会に関する職員の理解を促進するための研修の充実や、町内会活動に参加しやすい職場環境づくりを進めています。

地域への依頼事項の見直しなど負担軽減全般

- ✓ 札幌市からの依頼によって生じる地域の負担を軽減するための方策を検討しています。